

男女共同参画計画についての意見一覧

ページ	行	意見内容	事務局案	委員会案
3		<p>(2) 国内や県内の動向</p> <p>計画素案では、時系列で法的整備の説明は丁寧に行われているが、これまで国内や県内で育児、男女雇用問題、介護休業等をテーマにした民間での活動は行われてきたはず、これらに民間の活動も加わり推進が図られてきたと思う。</p> <p>法的整備だけに固執した説明だけになっているように感じられ、正確には説明されていない。</p>	意見のとおり、時系列で法整備に特化した説明であるが、他市町村の計画でも同様の記載がほとんどであり、また、育児や雇用、介護といった各分野の説明を取り入れると、膨大な内容となることから、細か文言修正はあるが現行のままをしたい。	
4	<p>(3) 本市の取組</p> <p>国レベルでの動向が背景にあり、法の整備が整ってきた中、本市でも、女性で組織されている団体などからも、男女平等社会への推進運動などが高まってきた経緯があるのではないかと。</p> <p>計画素案から読み取れるものは、法的整備が行われたことによって、男女共同参画運動が本市に大きな影響を与えたかのようにとられる。(過去になるが、「住みよい女性の会」活動は評価に値するのではないかと。)</p>			
6～7		参画計画全ページにわたり、語尾が敬体となっているが、6～7ページの語尾のみ12ヶ所常体になっている。敬体にそろえたほうがよい。	意見のとおり修正する。	
9	17	⑦ワーク・ライフ・バランス（仕事生活の調和）について →仕事②生活	意見のとおり修正する。	
15	13行目	8ページの⑨の認知度をみると男女ともに高い数値と思うため ①～重要であることが <u>男性に浸透されていない</u> → <u>男女ともに</u> ②特に男性への啓発を促進する→ <u>男女ともに意識できるよう、</u> 特に男性～	(案) 男女共同参画は <u>性別を問わず社会全般にとっても重要であることが男性に浸透されていない</u> ことから、 <u>男女ともに意識できるよう、</u> 特に男性への啓発を推進する必要があります。	
17		図2の、村上市全体のグラフ内、35.4%の所のドットが他とちがう。	意見のとおり修正する。	
18		図3の凡例の「夫」は「夫がしたほうがよい」、「妻」は「妻がしたほうがよい」にすると分かりやすい。 図4の凡例も「夫がしている」「妻がしている」にすると分かりやすい。同じグラフの凡例「どちらでもよい」は、「その他」が正しい。	意見のとおり修正する。	

ページ	行	意見内容	事務局案	委員会案
18 ~20		18ページの具体的施策と20ページの具体的施策の内容がダブっている。18ページは、啓発や情報発信の具体策、20ページは、家庭教育、学校教育、社会教育（生涯学習）等の場での教育・学習の充実のための具体策がくるのではないか。それに関連して、20ページの目標指標も「教育・学習の充実」の変化がわかる指標にしたらどうか。	別紙修正のとおり提案。	
21	1行目	施策の方向性1-(3)配偶者などからの暴力の根絶 上記について、セクハラの問題も深刻なことから、「男女の人権侵害や暴力の根絶」としたほうがいいのではないか。また、21ページ全体の説明や22~23ページのグラフが混在していて分かりにくい。	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の方向性1-(3)「配偶者などからの暴力の根絶」を「配偶者などからの暴力とセクシャル・ハラスメント等の根絶」としたい。 ・21ページは別紙修正のとおり提案。グラフは前段にDVについて、後段でセクハラについてまとめて掲載 	
24		24ページの目標指標にセクハラの内容があったほうがよい 24ページの具体的施策もDVに偏っている感じがある。	目標指標・具体的施策は別紙修正のとおり提案。	
34		目標指標の「女性の認定農業者数」は、22人から15人に減っているのに、30人の目標値でいいのか	目標指標を含む計画の内容については、今後担当課の意見を聞く段階で確認することとしたい。	
40		「3 計画の進行管理と評価」の『進行』は『進捗』としては。	6ページで「第1次計画」の進捗状況としていることと、「第2次村上市総合計画」でも進捗管理としていることから『進捗』としたい。	

図3 役割分担の理想について

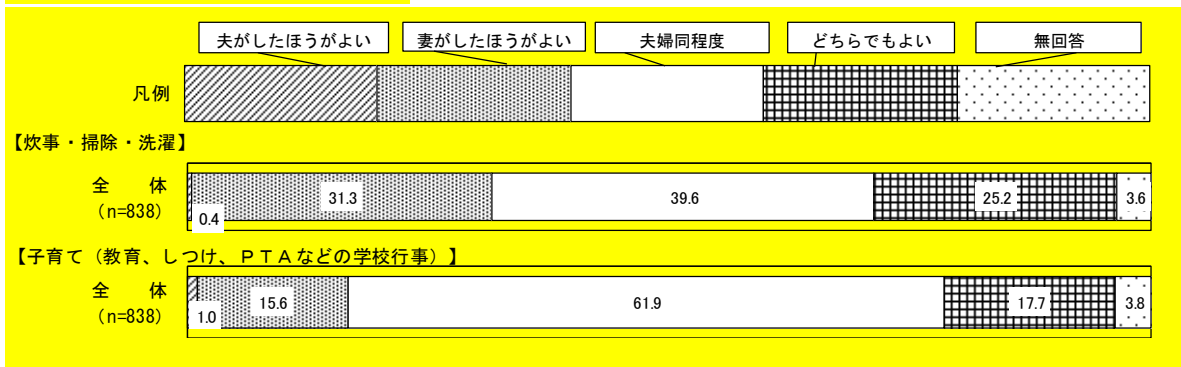
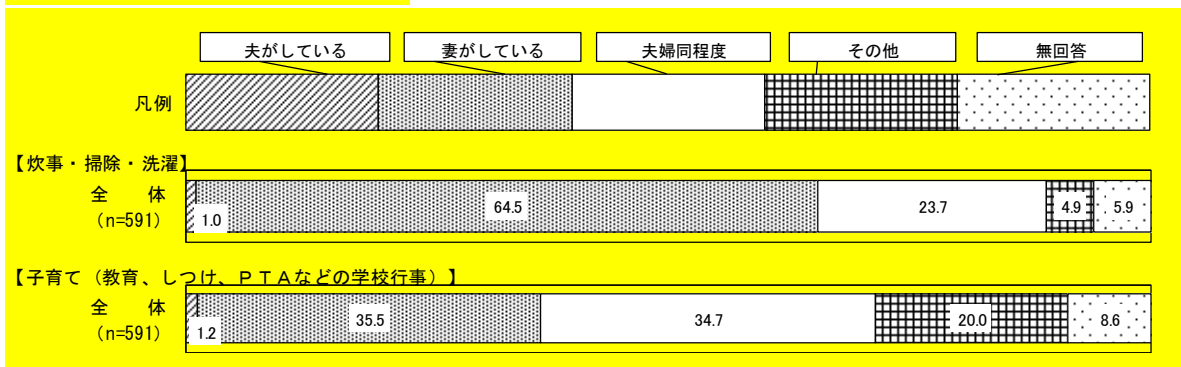


図4 役割分担の現実について



具体的施策

(1) 男女共同参画に関する意識啓発や理解の促進

- ① 固定的な性別役割分担意識や慣習の解消に向けた情報提供と啓発を一層進めていきます。
- ② 性別にとらわれることなく個々の能力や個性を伸ばすことのできるよう、男女共同参画に関する啓発活動を推進します。
- ③ 市が実施する相談事業の中で男女共同参画の啓発を行います。
- ④ 市が発行する刊行物などにおいて男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

【目標指標】

内 容	現状値	目標値
市民意識調査において 「家庭生活の中での男女の地位が平等である」と思う人の割合	39.1% (平成29年度調査)	50.0% (次回市民意識調査)
市民意識調査において 「慣習・しきたりでの男女の地位が平等である」と思う人の割合	18.6% (平成29年度調査)	30.0% (次回市民意識調査)

具 体 的 施 策

(1) 男女共同参画の視点に立った教育の充実

- ①学校などにおいて、性別にとらわれることなく個人の能力や個性を伸ばすことのできるよう、男女共同参画に関する教育を推進します。
- ②男女が生涯を通じて多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進します。
- ③学習機会の充実を図るとともに、託児サービスの提供を行うなど、誰もが学習に参加しやすい環境づくりを推進します。
- ④男女共同参画に関する理解と認識を深めるため、教育関係者や指導に関わる人への研修等機会の充実に努めます。
- ⑤子どもの育成に応じた系統的な教育を推進します。
- ⑥ジェンダーや性の多様化などの理解を深めるための教育を行います。

【目標指標】

内 容	現状値	目標値
市民意識調査において「村上市男女共同参画計画を知っている」人の割合	30.6% (平成29年度調査)	40.0% (次回市民意識調査)
市民意識調査において「学校教育の場での男女の地位が平等である」と思う人の割合	66.9% (平成29年度調査)	75.0% (次回市民意識調査)
教育関係者や指導者に向けた「男女共同参画に関する講座」の開催	— (平成29年度)	年2回開催 (平成31年度)
市民向けの「性の多様化に関するセミナー」開催	— (平成29年度)	年1回 (平成31年度)

施策の方向性1-(3) 配偶者などからの暴力とセクシャル・ハラスメント等の根絶

【現状と課題】

◆いかなる暴力も許されるものではありませんが、配偶者等からの暴力は、近代まで社会的問題として扱われず、被害者が我慢するという状況に置かれていました。身体的な暴行だけでなく、心理的や経済的、性的暴力などの被害もありますが、その多くの被害者は女性です。

◆平成13年(2001年)に「配偶者暴力防止法」が制定され、ドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉が一般的に認知されるようになりましたが、重大な暴力だとは思わない人もまだいるようです。女性に対する暴力の根幹には、女性の人権に対する蔑視があることから、男女の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実が求められます。市民意識調査では、本市でも配偶者等から暴力を受けた経験のある人が、身近な人を含めると1割以上おり、それを誰にも相談しなかった人が多くいることがわかりました。相談しなかった理由では、「相談しても無駄だと思ったから」と回答した人が多く、加えて、被害者の相談機関や窓口の利用度は決して高いものではなく、相談機関や窓口の認知度が低い状況もうかがえます。

◆被害者が一人で悩むことのないよう、相談機関や窓口の周知や情報提供を行うとともに、関係機関が連携して相談から自立までの支援を行うなど、安心して相談できる体制づくりを進める必要があります。

◆また、セクシャル・ハラスメント(セクハラ)は、男女がお互いの人権を尊重し合う、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。男女雇用機会均等法では、セクシャル・ハラスメントのほか、婚姻や妊娠、出産などを理由として解雇することや不利益な取扱をすることを禁じています。また、妊娠や出産等に関するハラスメントを禁じ、事業主に防止措置を講じる義務が、平成28年(2016年)の「改正男女雇用機会均等法」で新たに課せられました。セクシャル・ハラスメントに代表される各種ハラスメントは、パワー・ハラスメント(パワハラ)が複合して行われる場合もあり、女性だけでなく、男性も被害者となり得ますので、配慮が必要です。このように、困難な状況に置かれがちな人たちの人権を尊重し、どのような配慮が必要かを検討し、支援していく必要があります。

具 体 的 施 策

(1) 暴力の予防と意識啓発 **【重点施策】**

- ①暴力を防止するための啓発や情報提供、学習機会の提供を行います。
- ②被害者及び加害者に気付きを促すため、DVに関する正しい知識の普及・啓発を行います。

(2) 被害者支援に関する施策の推進

- ①相談体制の拡充を図るとともに、相談機関や窓口を広く市民へ周知します。
- ②市の関係部署及び関係機関などとの連携を一層強化し、相談から自立までの切れ目のない支援を行います。
- ③二次的被害防止などのため、市職員の内部研修の実施及び外部研修への派遣を行います。

(3) 各種ハラスメント防止の啓発

- ①市民や事業者に対してハラスメント防止についての理解を促進するとともに、相談先や対応策に関する情報提供を行います。
- ②行政の相談窓口等において、各種ハラスメントに関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携します。

【目標指標】

内 容	現状値	目標値
市民意識調査において 「DV被害を相談した」人の割合	26.3% (平成29年度調査)	50.0% (次回市民意識調査)
市民意識調査において 「相談機関・窓口へ相談した」人の割合	30.0% (平成29年度調査)	50.0% (次回市民意識調査)
市民意識調査において 「セクシュアル・ハラスメント被害を相談し なかった」人の割合	35.1% (平成29年度調査)	20.0% (次回市民意識調査)